

島 教 人 同 第 3 号  
令 和 2 年 4 月 8 日

市町村教育委員会教育長 様

島根県教育委員会教育長  
(教育指導課)  
(特別支援教育課)  
(人権同和教育課)

新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を  
生まないための指導について (通知)

このことについては、令和2年3月24日付け元文科初第1780号文部科学事務次官通知において、「感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないもの」とし、「このような偏見や差別が生じないようにすること」とされています。

つきましては、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別が生ずることのないよう、下記の点に留意し、児童生徒に対して適切な指導を行うとともに、保護者に対しても理解を求めるなど適切に対応願います。

記

1. 配慮に欠ける言動等に関しては、速やかに適切な指導を行うこと
2. 不確かな情報を拡散することがないよう、徹底すること
3. 偏見や差別と思われる事案に対しては、組織的に対応すること

**【参考】**

〈令和2年3月24日付け文部科学事務次官通知〉

- 令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（別紙②（抜粋））

〈令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）付け新型コロナウイルス感染症対策本部決定〉

- 新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（別紙②（抜粋））

（担当）

教育指導課子ども安全支援室	電話 0852-22-6064
特別支援教育課指導スタッフ	電話 0852-22-6710
人権同和教育課指導グループ	電話 0852-22-6515

## 新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別を生まないための指導について

新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別について指導する際には、差別や偏見は決して許されないことを徹底することが重要である。また、誰もが感染者、濃厚接触者になり得る状況であることをふまえ、児童生徒の言動に平素より留意し、問題の早期発見・対応につとめることが求められる。

### 1. 配慮に欠ける言動等について

- ・ 県外出身児童生徒等の感染拡大警戒地域との往来経験者、感染者や濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者、感染症対策従事者とその家族等に対する配慮に欠ける言動（からかい等）が懸念される。
- ・ これらの言動は看過することなく速やかに対応することが重要であり、特にいじめにつながる事案として認知される場合には、各学校で定める学校いじめ防止基本方針に基づき適切に対応すること。

### 2. 不確かな情報の拡散等について

- ・ この感染症に関して、SNS等で不確かな情報が多く見られる現在の状況下では、児童生徒がそれらを安易に信じ込んで不安になったり、確かな根拠のない噂を流したりする可能性がある。
- ・ インターネット上の不適切な書き込みは法に抵触する可能性があること等を周知し、児童生徒が不確かな情報を安易に拡散させることがないように、指導を徹底することが重要である。

### 3. 偏見や差別と思われる事案への対応について

- ・ この感染症を理由としたいじめを発見したり、相談を受けたりした場合は、教職員が抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげることが重要である。
- ・ 対応に際しては、各校が定める学校いじめ防止基本方針や学校危機管理マニュアル等に基づき、適切に対応すること。

令和2年度における小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開等について（抜粋）

令和2年3月24日

文部科学事務次官通知

I－(6) 感染者、濃厚接触者等に対する偏見や差別について

感染者、濃厚接触者とその家族、この感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族に対する偏見や差別につながるような行為は、断じて許されないものであり、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識を基に、発達段階に応じた指導を行うことなどを通じ、このような偏見や差別が生じないようにすること。

新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針（抜粋）

令和2年3月28日（令和2年4月7日改正）

新型コロナウイルス感染症対策本部決定

(6)－1) 人権への配慮等

- ①政府は、患者・感染者や対策に携わった方々等の人権に配慮した取組を行う。
- ②政府は、海外から一時帰国した児童生徒等への学校の受け入れ支援やいじめ防止等の必要な取組を実施する。
- ③政府及び関係機関は、各種対策を実施する場合においては、国民の自由と権利の制限は必要最小限のものとするとともに、女性や障害者などに与える影響を十分配慮して実施するものとする。
- ④政府は、新型コロナウイルス感染症対策に従事する医療関係者が風評被害を受けないよう、国民への普及啓発等、必要な取組を実施する。
- ⑤政府及び地方公共団体は、マスク及び個人防護具、医薬品、医薬部外品、食料品等に係る物価の高騰及び買占め、売り惜しみを未然に回避し又は沈静化するため、必要に応じ、法第59条に基づく措置を講じる。
- ⑥政府及び地方公共団体は、外出を自粛する方々の心のケアや自宅でのDVや虐待の発生防止に取り組むとともに、在宅の一人暮らしの高齢者や障害者などの要援護者に対して、市町村が行う見守り等に対して適切に支援する。

## 新型コロナウイルス感染症に関するお願い ～人権への配慮といじめの防止について～

新型コロナウイルスの感染が世界中で広がっています。日本は世界と協力し合って感染症が広がるのを止めようと努力しています。

しかし、検査を受けた人、感染した人やその家族、治療に当たっている人、海外や他の地域から帰ってきた人、病気の広がりや予防するために働いておられる人、特定の国の人たちに対して傷つけるような言葉や行動が見られます。また、インターネットやSNSの世界では、うわさやうそなど根拠のない差別的な書き込みなどが見られます。人を傷つける言動は決してあってはならないですし、そのような書き込みを信じてしまい、SNSなどで拡散したりすることは、不安をさらに広げるだけで問題の解決にはまったくつながりません。間違った情報を信じ、人を傷つけることがないように、身近な人と情報を確認しあったり、科学的に考えたりするなど、落ち着いた行動をとりましょう。

あなたの周りで不安な気持ちを抱えている人を見かけたら、優しく声をかけるなど、みんなで一緒に支えてあげてください。

もし心が傷ついたときは、ひとりで悩まず、すぐに家族や友人、学校の先生など、信頼できる人に相談しましょう。直接相談しにくいときは、話を聞いてくれる電話相談などの相談窓口も利用できます。

だれもが自分も人も大切にし、だれもが安心して過ごせる学校を作りましょう。

### みなさんにおねがいしたいこと

#### すること

- ・不安な人を支えよう。
- ・ひとりで悩まず相談しよう。
- ・自分も人も大切にしよう。

#### しないこと

- ・人を傷つける言動を行わない。
- ・不確かな情報を拡散しない。
- ・間違った情報に惑わされない。



#### 〈保護者の皆さんへ〉

新型コロナウイルス感染症について、誤った情報による感染者、医療関係者、外国人の方等に対する差別やいじめ等が報道されています。不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながるののないよう、国や地方公共団体などの公的機関が発信する正しい情報を入手するように努めていただき、地域・家庭においても、正しい理解と認識を得られるようにお話し合ってください。

また、子供のささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めてください。



【いじめ相談電話番号】	0120-779-110
【24時間子供 SOS ダイアル】	0120-0-78310
【子どもの人権 110 番】	0120-007-110

# 新型コロナウイルス感染症に関するお願い

## ～人権への配慮といじめの防止について～

〈生徒の皆さんへ〉

新型コロナウイルスの感染が全世界で拡大する中、日本は世界と協力し合って感染症の拡大防止に取り組んでいます。しかし、SNSなどでは、感染した人やその家族、治療に当たった医療関係者、特定の国の人に対する誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込みなどが散見されます。人を傷つける言動は決してあってはならないですし、そのような書き込みを鵜呑みにして拡散したりすることは、不安をさらに広げるだけで問題の解決にはまったくつながりません。間違った情報に惑わされないよう、身近な人と情報を確認しあったり、科学的に考えたりするなど、落ち着いた行動をとりましょう。

そして、新型コロナウイルス感染症に関するいじめもあってはなりません。あなたの周りで不安な気持ちを抱えている人を見かけたら、優しく声をかけるなど、みんなで一緒に支えてあげてください。

もし心が傷ついたときは、ひとりで悩まず、すぐに家族や友人、学校の先生など、信頼できる人に相談しましょう。直接相談しにくいときは、話を聞いてくれる電話相談などの相談窓口も利用できます。

これらのことはいじめ等すべての人権侵害についても言えることです。だれもが自分も他人も大切にし、だれもが安心して過ごせる学校を作りましょう。

### すること

- ・不安な人を支えよう。
- ・ひとりで悩まず相談しよう。
- ・自分も他人も大切にしよう。

### しないこと

- ・人を傷つける言動を行わない。
- ・不確かな情報を拡散しない。
- ・間違った情報に惑わされない。

〈保護者の皆さんへ〉

新型コロナウイルス感染症について、誤った情報による感染者、医療関係者、外国人の方等に対する差別やいじめ等が報道されています。不確かな情報に惑わされ、人権侵害につながることをのないう、国や地方公共団体などの公的機関が発信する正しい情報を入手するように努めていただき、地域・家庭においても、正しい理解と認識を得られるようにお話し合ってください。

また、子供のささいな変化に気づき、いじめに関わる心配等がある場合には、家庭だけで悩まず、積極的に学校や関係機関等との連携をとるよう努めてください。

【いじめ相談テレフォン】	0120-779-110
【24時間子供 SOS ダイアル】	0120-0-78310
【子どもの人権 110 番】	0120-007-110